

平成25年度第3回宮城県建築審査会議議事録

開催日時：平成25年7月22日（月） 午後3時30分

開催場所：宮城県行政庁舎11階 第2会議室

出席者等

宮城県建築審査会委員

会長 石坂 公一

委員 高澤 雅之（議事録署名委員）

委員 伊藤 恒幸（議事録署名委員）

委員 佐藤 盛雄（欠席）

委員 柳澤 陽子

委員 大瀧 正子（欠席）

委員 高橋 直子

事務局

建築宅地課長 千葉 晃司

課長補佐（総括） 北沢 康一

技術補佐（班長） 小野 貢

主任主査 岩崎 力久

技 師 菅原 永隆

技 師 横田 純

傍聴人

0名

会 議 次 第

1 開 会

2 議 事

第1号議案 審査請求に係る口頭審査について

第2号議案 建築基準法第43条第1項ただし書の規定による建築物の敷地の接道許可に対する同意について（東松島市）

第3号議案 建築基準法第43条第1項ただし書の規定による建築物の敷地の接道許可に対する同意について（亶理町）

報 告 事 項 審査会事前同意基準に基づく建築基準法第43条第1項ただし書許可及び建築基準法第44条第1項ただし書許可について

3 そ の 他

4 閉 会

会 議 の 概 要

事務局 - それでは、定刻となりましたので会議を始めさせていただきます。

(岩崎)

事務局 - 本日の会議の定足数ですが、5名の委員の出席をいただいております。定足数の
(岩崎) - 4名を超えておりますので、宮城県建築審査会条例第4条の規定により、会議が有効に成立していることをご報告いたします。

- それでは議長、開会をお願いいたします。

- < 開 会 >

議長 - ただいまから平成25年度第3回宮城県建築審査会を開催いたします。
- 今回の審査会の傍聴者はいらっしゃいますか。

事務局 - いいえ、いらっしゃいません。

(岩崎)

- < 議事録署名委員の指名 >

議長 - 議事に入る前に、本日の議事録署名人の指名をさせていただきます。
- 本日の議事録の署名を、高澤委員と伊藤委員にお願いします。

- < 審 議 >

議長 - それでは、審議に入ります。はじめに、本日の案件の概要について、事務局から説明願います。

事務局 - 本日の案件は、議案3件と報告事項1件でございます。

(課長)

- 第1号議案は、前回ご審議いただいた建築審査請求に係る口頭審査です。

- 第2号議案は、建築基準法第43条第1項ただし書の規定による建築物の敷地の
- 接道の許可に係る同意についての案件で、東松島市における住宅の建築についての
- 議案でございます。

- 第3号議案は、建築基準法第43条第1項ただし書の規定による建築物の敷地の
- 接道の許可に係る同意についての案件で、亘理町における住宅の建築についての議
- 案でございます。

- また、報告事項といたしまして、事前同意基準に基づく許可状況についての報告
- でございます。

- 御審議のほど、よろしく申し上げます。

＜ 口頭審査 ＞

議長 それでは、議案第1号の建築審査請求に係る口頭審査に入ります。まず、事務局より注意事項等を説明願います。

＜注意事項等の説明＞

事務局 本日の口頭審査は建築基準法第94条第3項の規定に基づいて行いますので、御出席の方は、審査会会長の指示に従っていただきます。

また、時間につきましては、概ね60分以内と考えておりますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは会長よろしくお願いいたします。

議長 それでは、口頭審査を始める前に出席者の紹介をいたします。

私は、会長の石坂でございます。よろしくお願いいたします。

配布している座席表のとおりとなりますが、私の両側に着席されている方は、建築審査会の委員の皆さんでございます。また、右側が審査請求人側の皆さん、左側が処分庁側の皆さんとなります。その後方などにいらっしゃるのが、審査会事務局の職員の方です。

この口頭審査は、先に提出されております審査請求書、弁明書、反論書等についての補足と、私共建築審査会委員との質疑応答を行うものでございます。したがって、審査請求人、処分庁との直接の議論のやりとりは、控えるようお願いいたします。

また、発言は、必ず許可を得てから、発言されますようお願いいたします。

それでは、まず審査請求人側、処分庁側の出席者の確認をいたします。事務局、お願いいたします。

事務局 それでは、出席者の確認をいたします。お名前をお呼びいたしますので、呼ばれた方は、着席したままで結構ですので、ご返事願います。

それでは、まず、審査請求人側の出席者から確認いたします。審査請求人側は代理人の方1名が出席しております。

〇〇〇〇 様

審査請求人側 (返事)

事務局 続いて、処分庁側の出席者を確認いたします。処分庁は宮城県気仙沼土木事務所(岩崎)長となりますが、その代理人の方2名が出席しております。

〇〇〇〇 様

同じく 〇〇〇〇 様

処分庁側 (それぞれ返事)

議長 それでは、審査請求人側、処分庁側それぞれから陳述を求めます。なお、審査請求書、弁明書、反論書等については、全て読ませていただいております。したがって、陳述に当たりましては、特に主張したい点や補足したい点について述べるようお願いいたします。まず審査請求人側からお願いいたします。

審査請求人側 はい。審査請求人代理人の〇〇〇〇でございます。私の方は既に提出しております審査請求書、審査請求書補充書、あるいは反論書記載のとおりです。

議長 特にそれでよろしいですか。

審査請求人側 はい。あとはそれらの添付資料のとおりです。

議長 それでは、次に処分庁側から陳述をお願いいたします。

処分庁側 気仙沼土木事務所の〇〇〇〇でございます。我々の方も弁明書に記載されているとおりでございます。特にといいますか、申し上げたいのはですね、資料と合わせてみていただくとなんですけど、建築基準法で見るのは、接道要件だけでございますので、それ以外のことに关しましては、我々としましては関知しておりません。

議長 今の処分庁側からの陳述がありましたが、審査請求人側から更に補足の陳述はありますか。

審査請求人側 いえ、既に反論書のとおりです。

議長 どうも御苦労さまでした。只今審査請求人側と処分庁側からの陳述をいただきましたが、委員の皆さんから何か質問がありましたら、どうぞお願いいたします。まず、審査請求人側に質問がありましたら、よろしくお願ひします。

伊藤委員 申請人にご質問ですが、反論書を見ると和解が進行するかもしれないということで記載されているんですが、和解状況はいかがになりますでしょうか。

審査請求人側 先週金曜日に期日がございまして、話が詰まってきたんですけど、次回期日が7月31日11時ということになっております。

議 長 ． 皆さんから何かございますでしょうか。よろしいですか。
． それでは、次に、処分庁側に何か質問がありましたら、お願いいたします。どなたかいらっしゃいますでしょうか。

伊藤委員 ． 4月16日に現地調査を行われたということが記載されておりますが、調査結果はどのようなものだったのでしょうか。

処分庁側 ． これはですね、今回、廃止になる転回広場の大きさとかですね、そういうものを確認しております。当然道に対する接道状況はもちろん見ております。その2点は確認しております。

伊藤委員 ． 特にロープが設置されているとか、そういったことはなかったのでしょうか。

処分庁側 ． 16日現在は、私直接行ってなかったものですので、すいませんが、そこまでは今はっきり申し上げられません。

伊藤委員 ． そうですか。結構です。

議 長 ． よろしいですか。他にございませんでしょうか。もしなければ、これで口頭審査は終了させていただきたいと思います。
． 今後の日程になりますが、既に提出されている審査請求書、弁明書、反論書等と本日の口頭審査の内容を踏まえまして、次回の審査会で裁決の議論を行います。
． 裁決の結果は、事務手続き終了後に、審査請求人、処分庁にそれぞれ書面で通知いたします。

議 長 ． それでは、審査請求人側及び処分庁側の方は退席をお願いいたします。
． 本日は、どうも御苦労さまでした。

． (審査請求人・処分庁退席)

． <第2号議案の審議>

議 長 ． それでは、続きまして、宮城県知事から諮問されております案件について審議を行います。
． 第2号議案について、事務局から説明願います。

事 務 局 ． (第2号議案について説明)
(班長)

議 長 ． ただ今の説明について、委員の先生方、御質問、御意見等ございませんか。

議 長 4 ページの写真なんですけど、③の写真を見ると建物が建築中の建物に見えますが、それはこの申請建物ではないんですか。

事 務 局 申請建物の北側の敷地に建っているものです。
(班長)

議 長 こっちに建っているものですか。

事 務 局 はい。北側の市道に接しているものです。
(班長)

議 長 もう建っているわけではないのですね。

事 務 局 まだです。申請建物はその手前の更地です。
(班長)

議 長 はい、わかりました。

議 長 よろしいですか。それでは、御異議がないようですので、この件に関しては同意することとします。

<第3号議案の審議>

議 長 次に、第3号議案について、事務局から説明願います。

事 務 局 (第3号議案について説明)
(班長)

議 長 ただ今の説明について、委員の先生方、御質問、御意見等ございませんか。

高橋委員 この水路は3ページ目の図面でいくと、一点鎖線のとおりはずっと南に向かって水路が流れているものなのでしょうか。

事 務 局 そうです。
(班長)

高橋委員 上からずっと来るということは、ここの水路がなくなるっていうことはないという事ですよ。

事務局 ． なくならないです。

(班長)

柳澤委員 ． 息子さんのために敷地分割してということで、この既存住宅になっているところに細い道のような線が入っていますが、敷地分割する際にここを2 mの接道にするために用意している道というような分割ではないんですか。

事務局 ． ではないです。もともと地番が細い道と一緒にしている地番なんですが、幅員(班長) が2 mなくてですね、接道しきれなかったんです。それで、今回は分割してこの細いところは母屋の方にくっつけているわけです。

柳澤委員 ． 2 mとるのは可能だけれども、後ろのあれを使えばということで、あえてこういうことなんですね。

事務局 ． とれなかったんです。建物がぎりぎりまであって、2 mとればそこでよかったです(班長) のですが、ちょっととれなかったのです。

議長 ． こういう前は水路だったんだけど、蓋をすることによって道となったっていう例は結構たくさんあるのですか。

事務局 ． そうですね。知っている限りではありますね。もともと蓋がかかっていなくて、(班長) 開いていて町で整備して平らになって広がったという例は、いくつか町内では知っています。

議長 ． 他にございませんか。それでは、この件につきましては同意することに御異議ありませんか。

委員一同 ． (異議ありません。)

議長 ． 御異議がないようですので、この件に関しては同意することとします。

< 報告事項 >

議長 ． 次に、事前同意基準に基づく許可状況について、事務局から報告願います。

事務局 ． (事前同意基準に基づく許可状況について報告)

(岩崎)

議長 ． ただ今の報告の説明について、委員の先生方、御質問等はありませんか。では、御質問がなければ、以上で本日の議事は終了といたします。

議 長 - 続いて、その他に移ります。

- < 建築審査会開催日程の確認 >

議 長 - 次回の建築審査会の日程についてお願いします。

事 務 局 - 次回の審査会の日程についてですが、審査請求に係る裁決の審議のため、平成
(岩崎) - 25年8月20日(火)午後4時30分からの開催ということよろしいでしょう
か。

- 委員方確認等

議 長 - それでは、本日の審査会はこれで終了いたします。
御苦労様でした。

以上
<終了時刻 午後4時30分>